

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起と翌日)  
当日起と翌日

險医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

### ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

保安林の指定予定(森林保全課)

土地整理法による換地処分(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(〃)

### ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

## 鳥取県告示第五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保

## 告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇一三	平成十年一月十六日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	平成十年二月一日
医療法人社団加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	〃
明穂整形外科	鳥取市扇町一一一三	〃
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	〃
森本外科・脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢束二二二〇	〃
森医院	西伯郡西伯町大字福成九八五	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三一一六	〃
北浜歯科医院	氣高郡氣高町北浜三丁目三	〃
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	〃
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二一	〃
ゆたに駅南薬局	鳥取市扇町一	平成十年一月十七日
ケアタウン薬局	米子市奥谷二二三五一一	平成十年二月一日
		平成十年二月二十四日
		平成十年二月二日

**鳥取県告示第六十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る西郷中央地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項に  
おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
河原町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の  
翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六十一号**

淀江町が行う土地改良事業（単県土地改良事業小波地区農業用用排水）の認可申請に  
ついては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五  
号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、  
次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す  
る同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備事業野  
坂地区農業用用排水）を平成十年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七  
項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用す  
る同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（かんがい排水事業下  
味野地区農業用用排水）を平成十年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第  
七項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十四号**

岩美町が行う土地改良事業に係る下前田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岩美町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第六十六号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成九年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六十五号**

日南町が行う土地改良事業に係る井原奥地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十年二月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日南町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

		調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	変更前	変更後	変更前	変更後
△	一部	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、香取、桙谷及び広岡の各	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、船木、香取、桙谷及び広岡の各	一日まで
△	○・四八	○・四八	○・四八	○・四八

倉吉市 変更前	倉吉市大立、立見及び上大立の各一部	二・六一
東伯町 変更前	東伯郡東伯町大字徳万、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢束、大字八橋及び大字笠見の各一部	二・五九
岸本町 変更前	西伯郡岸本町須村、大原及び真野の各一部	二・三六
淀江町 変更前	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稻吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頬、大字西原、大字淀江、大字今津、大字平岡、大字小波及び大字中間の各一部	二・九一
溝口長 変更後	日野郡溝口町荘の一部	三・五四
変更後	ク	二・九一
変更前	ク	二・九〇
変更後	ク	一・〇〇
変更後	ク	一・〇六

**鳥取県告示第六十七号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡佐治村大字尾際字南平一二二二の九二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第六十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、鳥取市八丁田土地区画整理組合から鳥取市八丁田土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成十年二月一日	六〇三	倉吉市越殿町一四〇九	鳥取中央農業協同組合本所	倉吉市越殿町一四〇九
六〇四	六〇五	東伯郡三朝町大字本泉三七一	鳥取中央農業協同組合三朝町支所	東伯郡三朝町大字本泉三七一
六〇六	六〇七	東伯郡閔金町大字大鳥居二〇一	鳥取中央農業協同組合閔金町支所	東伯郡閔金町大字大鳥居二〇一
六〇八	六〇九	東伯郡東郷町大字中興寺三七八	鳥取中央農業協同組合東郷町支所	東伯郡東郷町大字中興寺三七八
東伯郡北条町江北	七九二一一	東伯郡羽合町大字久留二六一一	鳥取中央農業協同組合羽合町支所	東伯郡羽合町大字久留二六一一
鳥取中央農業協同組合北条町支所	七九二一一	東伯郡泊村大字園	鳥取中央農業協同組合泊村支所	東伯郡泊村大字園

## 鳥取県告示第七十号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成十年二月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成十年一月三十一日	東伯郡閔金町大字大鳥居二〇一	閔金町農業協同組合組合長
六一〇	六一一	東伯郡赤崎町大字由良宿五六一
六一一	六一二	東伯郡大栄町大字赤崎一九九七一一
赤崎一九九七一一	組合赤崎町支所	赤崎町農業協同組合組合長

## 鳥取県公安委員会告示第八号

## 公 安 委 員 会 告 示

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第

六一〇	東伯郡大栄町大字由良宿五六一	鳥取中央農業協同組合大栄町支所	東伯郡大栄町大字由良宿五六一
六一一	東伯郡赤崎町大字由良宿五六一	鳥取中央農業協同組合赤崎町支所	東伯郡赤崎町大字赤崎一九九七一一
赤崎一九九七一一	組合赤崎町支所	赤崎町農業協同組合組合長	赤崎町農業協同組合組合長

四中) 第九条第一項の規定によるものとす。

平成十一年四月一日

鹿児島県公取部

平成10年2月3日

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三共	所	桐生市境野町六丁目460
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	毒島 秀行		
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	検 定 番 号
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	C R フィーバー デーモン G P	株式会社 三 共	700402
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社藤商事	所	東大阪市荒川三丁目10-7
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	土谷 敬一	所	春日井市桃山町一丁目127
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	検 定 番 号
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	ポンポコリン ちゃんこ 遊 技 機	株式会社 藤 商 事	700336

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	ポンポコリン太	所	700343
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	別所 直鋼		
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	検 定 番 号
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	C R 乙姫 7 メージー観光	株式会社 700347	平成10年2月3 から3年間
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	マルホン工業株式会社	所	春日井市桃山町一丁目127
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	岸 勇夫	所	
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	検 定 番 号
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	C R レツツ! おとき村X	マルホン工業 株式会社	700384
				平成10年2月3 から3年間

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	ユニバーサル販売株式会社			
申 請 者	住 所	東京都港区高輪三丁目22-9			
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	岡田 和生			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	クランキーボンテスト2	ユニバーサル販売株式会社	740289	平成10年2月3日から3年間
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	山佐株式会社			
申 請 者	住 所	新見市高尾362-1			
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	佐野 慎一			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	スピード	山佐株式会社	740321	平成10年2月3日から3年間

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社タイヨー			
申 請 者	住 所	東京都台東区東上野一丁目12-2			
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	山崎 茂喜			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 効 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	イエローボール	株式会社タイヨー	740335	平成10年2月3日から3年間